

# 北海道環境基本計画 [第3次計画] 骨子案

## 第1章 総論

### 1 計画の基本的事項

#### (1) 計画の位置付け・性格

- 北海道環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する長期的な目標や施策の基本的事項を定めるもの
- 国の第5次環境基本計画、「持続可能な開発目標（SDGs）」や「パリ協定」なども踏まえて第3次計画を策定 など

#### (2) 計画の期間

令和3年度から概ね10年

#### (3) 計画の構成

- 21世紀後半の将来像（長期目標）と計画期間に実施すべき施策の展開（施策の基本的事項）
- 施策の分野ごとのめざす姿とその実現に向けた基本的な方向性 など

#### (4) 各主体の役割等

道民、事業者、NPO、市町村、道など各主体の役割

#### (5) 計画が対象とする環境施策の範囲

地球環境の保全、循環型社会の形成、自然環境の保全・創造、安全・安心な地域環境の確保

### 2 北海道を取り巻く社会経済や環境等の状況

#### (1) 社会経済の状況

人口減少の進行、震災からの復旧・復興、新型コロナウイルスによる影響、  
大雨等による災害の発生、情報化社会の進展 など

#### (2) 環境の状況

大気環境、水環境、廃棄物、地球環境、自然環境の状況 など

#### (3) 道民の意識

環境に関する道民意識調査の結果

### 3 課題認識

- 人口減少に伴う耕作放棄地増加による野生動物とのあつれきの発生
- 地球温暖化による豪雨災害、生態系等への影響
- 海洋プラスチック問題
- 再生可能エネルギー導入に伴う環境影響 など

### 4 将来像（長期目標）

#### (1) 将来像

循環と共生を基調とし環境負荷を最小限に抑えた持続可能な北海道

- 温室効果ガス排出量を再生可能エネルギーの普及や吸収源対策等で実質ゼロ化
  - 地域循環共生圏の創造による資源の地産地消、健全な森林の維持
  - 持続可能な資源の利用による健全な物質循環の確保
  - 野生生物の保護管理による良好な生態系の維持
  - 清浄な空気や水の維持 など
- (2) 将来像の視点
- 自然との共生
  - 健全な物質循環の確保
  - 持続可能な生活への転換
  - 環境に配慮した地域づくりの取組
  - 環境と経済・社会の良好な関係の構築 など

## 第2章 施策の展開（施策の基本的事項）

- 1 環境・経済・社会の統合的向上に向けた考え方  
地域循環共生圏の創造による持続可能な地域づくり など
- 2 分野横断的の取組  
経済システムのグリーン化、環境・経済・社会の関係性を理解する人材の育成、ICTの活用、新型コロナウイルス感染症流行を契機とした新しいライフスタイルの導入 など
- 3 分野別の施策の展開
  - 以下の分野ごとに、めざす姿、現状と課題、施策の基本的な方向性、指標群、各主体の取組方向、道の施策を記載
  - (1) 地域から取り組む地球環境の保全
  - (2) 北海道らしい循環型社会の形成
  - (3) 自然との共生を基本とした環境の保全と創造
  - (4) 安全・安心な地域環境の確保
  - (5) 共通的・基盤的な施策

## 第3章 計画の推進

- 1 道民の意見の反映  
道民意識調査の活用 など
- 2 推進体制  
環境道民会議の活用 など
- 3 計画の進行管理  
施策の進歩状況の定期的な点検・評価 など
- 4 計画の見直し  
社会経済情勢の変化を踏まえた見直し など